

ネットワークと法システム

大屋 雄裕 (東京大学教養学部文科一類二年)

1. はじめに

マルチメディアの時代だそうである。

あらゆるコンピュータ会社が「我が社のものこそマルチメディア」「いや我が社はネットワーク」と一斉に騒ぎ始め、書店には関連書籍が山積みとなっている。

ことの起こりがどこにあるのかは判然としないが、アメリカのゴア副大統領が主唱している「情報スーパーハイウェイ」計画がひとつの契機となったことには疑いがないだろう。合衆国内のネットワークとCATV 網を接続し、各家庭にマルチメディア情報を供給しようというこの計画は、「インターステートハイウェイ」というかつての強国アメリカの象徴のイメージと結び付いて、各方面に大きな影響を与えた。日本もその例外ではない。

この情報スーパーハイウェイ計画において、ネットワーク網の中心的存在となるのが Internet である。しかし、それはいったいなんなのだろうか？

Internet とは、おおざっぱに言ってしまうとネットワークのネットワークだ¹。各個人の使っているコンピュータが直接接続されているわけではなく、既存のネットワーク同士を結合する、いわばメタ=ネットワークというべき存在なのである。

接続されているネットワークはさまざまな種類に及ぶ。主なものには大学内の LAN (Local Area Network) や各企業の LAN、あるいはより大規模な WAN (Wide Area Network) があるが、大学や企業などの組織に属

さないユーザーが Internet を利用するための便宜を提供する商用 Internet 会社、さらには一般のパソコン通信ネットワーク²なども接続されている。接続されている各ネットワークはホストと呼ばれることが多い。この用語をみても、各ネットワークが分散管理の中心として意識されていることがわかる。ホスト・コンピュータとは、ネットワークの中核として作業や管理が行われるコンピュータを指すからである。各ホストはその内部の管理を行い、同時に Internet 側に送る情報の形式を整える。

だが「Internet」という名のネットワークがハードウェアとして、すなわちデジタル信号専用線や電話線の接続として、存在するわけではない。それぞれのホストのあいだを結ぶのは、例えば「NSFNET」という、学術研究のために運営されてきたアメリカのネットワークであり、それらのネットワークが網の目のように接続されたものの総体を Internet と呼んでいるのである。

Internet のメリットは計り知れない。まず、世界中のネットワークが相互に接続されることにより、情報の伝達や交換は極めて容易になった。その初期、大学間の共同研究が主な目的だったこともあって、特に研究者が頻繁に連絡を取り合うことが可能になったことの意義は大きく評価されてきた。さらに、データベ

1. 以下、一般的なネットワーク間ネットワークと区別するために、Internet という表記を用いる。

2. 日本の大手商用ネットではまだ接続の用途が電子メールの交換などに限られているが、各社とも順次接続を拡大していく予定であるという。

スやフリー・ソフトウェア³の蓄積など、多くの情報スタックが公開され、しかも原則として無料で使用することができる。情報スーパーハイウェイの中心的な目的は、そのような情報伝達のメリットを一般の市民生活のレベルまで拡大しようとすることにあり、もよいだらう。

アメリカの、あるいは日本版の情報スーパーハイウェイ。これが実現すれば、我々の市民生活は大きな影響を受けるだろう。だが、どちらの方向に？ 当然のことながら、変動にはデメリットも付き物である。

ここでは、国内外の二つの事件をきっかけとして、ネットワークと法システムの問題を考えてみたい。

2. NIFTY-Serve FSHISO 事件

NIFTY-Serve というのは、国内第 2 位の商用コンピュータ・ネットワークである⁴。いわゆる「パソコン通信」のためのネットワークといってよい。内部では多くのサービスが提供されているが、その中に、「フォーラム」というものがある。これは、一般的にはある目的 たいていは趣味の情報交換 のためのスペースであり、NIFTY-Serve のシステムの中核に位置していると言える。「法律フォーラム」、「釣りフォーラム」、あるいはユーザーサポートのための「Microsoft フォーラム」など、NIFTY-Serve 全体では 290 以上のフォーラムが設置されているという。各フォーラムの中には「ライブラリ」というデータの保存場所や「リアルタイム会議」という一種の会話を楽しむシステムなどに加え、「電子会議室」、つまり、いろいろな会員が情報や意見を書き込み、それを読んだ別の会員が反応を寄せ、先程の会員が反論し、あるいはさらに別の会員が感想を述べる……といった形で運営されるスペースがある。この電子会議室が、一般に「パソコン通信」であると理解されているものである。以下でもその呼称を用いよう⁵。

事件は「現代思想フォーラム」(略称、FSHISO) のある電子会議室で起きた。マスコミの報道で大体の事情はご存じかと思うが、民事事件として係争中なので、細かい点への言及は避けたい⁶。

ごくおおざっぱに言えば、ある会員の書き込みを自分に対する名誉毀損だと感じた別の会員が損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて提訴したのである。具体的な

事実や事態の因果関係はともあれ、そこで原告側が主張したのは、ネットワークが名誉毀損の成立し得る「公然」の場であるという事実と、ネットワークの管理者にはそのような不法な発言を放置しない義務がある、ということであった。

3. メディアとしてのネットワーク

さて、ここで問題になってくるのは、パソコン通信に代表されるようなコンピュータ・ネットワークの位置づけである。ネットワークを介した情報の移動が存在する以上、それはメディアと呼ばれるだろう。だが、いったいこれはマス・メディアだろうか、それとも新たなパーソナル・メディアなのだろうか。言い換えれば、ネットワークはマス・コミュニケーションの舞台なのだろうか、それともパーソナル・コミュニケーションの道具なのだろうか。

江下雅之は、まず表のようにコミュニケーションの性格づけを提示したうえで、この問いにこう答える。どちらでもない、それこそがネットワークの特徴なのだ。

例えば、刑法の名誉毀損罪や侮辱罪を考えてみよう。その行為が「公然」行われることが構成要件として要

3. ごく簡単に言えば、無料で、かつ著作者の許可なしに使用・再配布できるコンピュータ・プログラムのこと。PDS (Public Domain Software) という著作権を完全に放棄したもの (日本の著作権法では不可能ではないかという説がある) や、試用は無料かつ自由で、本格的に使う場合には比較的 low 額の代金を支払わなくてはならないというシェアウェアという形態も含んだ語として使われることも多い。また、試用・再配布にごくゆるやかな条件 (ダイヤル Q2 上のネットワークには再配布しないなど) が付く場合もある。

4. 1994 年 3 月末現在で会員数 64 万人。なお、国内最大のパソコン通信ネットワークは PC-VAN で会員数 68 万 6 千人 (1994 年 3 月末)。数字は『NetWorks』誌 (アスキー)、1994 年 7 月号より。

5. コンピュータ=ネットワークの提供する各種の情報機能はかなり共通しているのだが、その呼称には統一性がない。例えば、NIFTY-Serve の「フォーラム」に相当するものは、PC-VAN では SIG (Special Interests Group) と呼ばれているし、その中の「電子会議室」に相当する機能は、Internet では Newsgroup という形で提供されている。

6. 係争中の事件であるだけでなく、原告・被告のあいだで事実関係に大きな争いがあり、にもかかわらずマスコミ報道のニュースソースが原告側に偏っているなど、かなりの問題があることが原因である。事実関係と報道の問題点などについては、参考文献に掲げた現代思想フォーラムの記録を参照されたい。

パーソナル・コミュニケーションとマス・コミュニケーション

	パーソナル	マス
送り手	個人	企業、政府、タレントなど
内容	私的なこと 個人の意図と発想に基づくもの	記事、番組、作品など 企業体の意図に基づくもの
媒体・送り方	身ぶり、顔の表情、会話など 個人の能力を使うもの	マス・メディア、印刷物 社会の成員、国際間
受け手	個人的に知っている範囲	送り手と受け手に相互関係なし
受け取り内容	送り手の意図が理解される	受け手によって千差万別
受け取り反応	返答、相槌など、送り手との間 にコミュニケーションが発生	一方的な反応を示すのみ フィードバックはその場では無理
効果	影響を残さないこともある	社会行動に影響が出る

資料: 「社会心理学入門」(南博著)より作成

江下『ネットワーク社会』p. 130。

求されている。従って、それが成立するためには情報の受け手が不特定または多数であることが必要であると解されている。

そのような行為の舞台は、受け手の側で言えば、マス・コミュニケーションに限られる。それが街頭で叫ぶという形式をとるか、マス・メディアの上で発言するのかはともかくとして、そのことは間違いないだろう。不特定または多数を受け手として想定しながら情報が発信されることを我々はマス・コミュニケーションの特徴として挙げるのだから。新聞、雑誌、そしてテレビといった現に存在するマス・メディアは、この特徴を満たしており、そしてこの意味では、コンピュータ・ネットワークは間違いなくマス・コミュニケーションである。

しかし、送り手の側から考えてみよう。

マス・メディアの特徴は、それが基本的に選ばれた送り手によって利用されることである。情報の発信は特定の人物に許されている事柄であって、「わたし」や「あなた」ができることではない。メディアに選ばれた送り手——「あの人」だけが情報を不特定多数の人々——「だれか」に送ることができ、従って、我々はマス・メディアから送られてくる情報を、そのメディアで送られたということだけで信頼して受け入れることができる。逆に言えば、もし送られてきた情報に問題があった場合、我々はその情報の送り手だけではなく、情報を伝えたメディアに対しても責任を追究する

ことができる。多くの名誉毀損事件——たいていは民事訴訟だが——で、筆者だけではなくそのメディアの編集権を持つ人物やメディアを所有する会社が同時に訴えの対象となっていることもそこに原因がある。

これとは逆に、パーソナル・メディアではそのメディアで伝えられたことがそれ自体情報に信頼性を付加するようなことは有り得ない。それは、パーソナル・メディアが自由に使用できるメディアだからである。使用者は個人的な知り合いに情報を伝えるためにそれを使用する。それは「わたし」が「あなた」とコミュニケーションするためのものである。メディアによって情報は一切選択されないし、送り手の資格が問われるわけでもない。送り手と受け手の関係は固定されておらず、あるいは同時に双方で有り得る(電話での会話を想起されたい)。だから、パーソナル・メディアで情報の信頼性はその相手に依存する。

さて、ではパソコン通信ではどうなるか。

パソコン通信で流される情報の受け手は、不特定の多数であり、従ってそこは文句なしに「公然」の場である。だが、同時に情報の送り手も不特定の多数である。ここに、パソコン通信が新たな難問を法システムに突きつけてくる可能性が存在する。

送り手の立場に立てば、対象は「だれか」である。誰が読むか、どのように読むかは書き手には一切わからない。だが、受け手の立場に立てば、我々に情報を送ってくるのもやはり「だれか」なのである。それは

メディアに選ばれ、「あの人」と言えば誰もが想起できるような人物ではない。メディアが選択を行わず、ただひたすらに情報の伝達という機能に携わっているだけである以上、そこで伝えられる情報に信頼性が付加されるわけでもない。だが、信頼性の有無に関らず、そこに投げられた情報は広範囲に伝達されていく。

つまりパソコン通信とは、「街頭で叫ぶ」マス・コミュニケーションなのである。街頭で叫ぶのに資格はいらないし、ただ、叫びの伝わる範囲がメディアによって拡大されたに過ぎない。しかし、送り手としてパソコン通信を前にするとき、我々はマス・メディアを利用しているという実感を覚えなない。それは一人で、画面に現れる文字という抽象的なものを相手にする作業であり、実感としてはパーソナル・メディアを利用するときに近い。つまりメディアの向こうの「だれか」は抽象的なものとしてしか捕らえられていない。ここが実際に街頭で叫ぶのとは大きく異なる点である。

普通のマス・メディアでもそうだとはいえるだろう。ほとんどの場合、マス・メディアの送り手は実際に受け手を前にしているわけではないのだから。だが、彼らはプロフェッショナルである。「わたし」としてではなく、人々がイメージする「あの人」として登場するすべを、彼らは心得ている。だがパソコン通信では？人々はパーソナル・メディアの感覚そのままに、「わたし」として語ってしまっているように思える。そして「わたし」の発言は非常に軽率なものになりがちであろう。だれだって、友人と話しているときに「この発言は侮辱罪に該当しないだろうか」などと考えながら話しているわけではない。それが公的な分野と私的な分野の使い分けというものであり、法システムは公的な分野にその威力を制限されている。だが人々が私的な顔をむき出しにして、不用意にも公的な場面で語ってしまっているのだとしたら？そこに現れる事態というのは、非常に深刻なのではないだろうか。「わたし」と「あなた」の名誉が公的に、広範囲で傷つけられる事態が頻発するとしたら、傷つけられた普通の人々がいつまでも黙っているとは思えない。F-SHISOのケースは人々が騒ぎ始める、その先触れに過ぎないのかもしれないのだ⁷。

ネットワークを公然で一般的な社会の一部として育成しようという意志があるのならば、このような頻発する訴訟に備え、あるいはむしろそれを支援すること

が必要であるとは言えないだろうか。善かれ悪しかれ、我が国の訴訟に時間と金がかかるのは周知の事実である。今回のFSHISO事件では原告がそれでも提訴することにより事態が明るみに出たが、似たようなことはいつ、どのネットワークでも起きている、という指摘もある。他の「被害者」たちはどうしているのだろうか？いまのところはただ、退却するのである。パソコン通信というものの全体に恐怖感を抱き、完全に撤退してしまう人もいれば、チェックされない発言の頻発に嫌気がさして、気の合う人だけで形成するやや私的なスペースだけを利用するようになることもある。いずれにせよ、人々が次々と退却していってしまえば、ネットワークは一般的な社会とは毛頭言えないものになってしまう。「情報スーパーハイウェイ」を真に意味あるものとするには、おそらく、それではいけないのだろう。

4. Canter-and-Siegel 事件

だが、Internetのようなメタ=ネットワークでは、さらに問題が複雑化する。その危険を明白に示したのがCanter-and-Siegel事件であった。もっとも、こちらは刑事民事を含め一切訴訟にならなかったようなので、事件という呼び方はふさわしくないかもしれないが、それが与えた衝撃——ネットワークに、そして「一般社会」に——は非常に大きかった。

こちら まず、事件の経緯から説明しよう⁸。

今年四月、InternetのほぼすべてのNewsgroupにLaurence CanterとMartha Siegelの夫婦がアリゾナ州に開いている法律事務所の広告が掲載された。Newsgroupとは、それぞれ特定の分野に関して情報を交換したり意見を述べあったりするために設置されているもので、部分的に配送されるもの⁹も含めれば星の

7. 今回の論考では、ネットワーク上の名誉の問題を考える上で極めて重いウェイトを占めることになるだろう、匿名制度の問題と反論権の問題について論じることができなかった。他日を期したい。ないような気もするが。

8. 事実関係は主に参考文献に掲げたTIME誌の記事による。一部私自身がInternetで読んだ情報も含まれているかもしれない。

9. 例えば主として日本語の記事が投稿されるfjというNewsgroup群はほとんど国内のホストに対してしか配送されないし、東大内部の情報交換に用いられるteccというNewsgroup群の配送を請求して受け取るように設定している東大外のホストはごくわずかである

数ほどある。そのすべてに広告の記事を手作業で投稿しては日が暮れてしまうだろう。Canter と Siegel は、Masspost と呼ばれるコンピュータ・プログラムを開発することでこの難問を解決した。可能な限りすべての Newsgroup に自動的に記事を投稿するこのプログラムは、約 5500 回記事の投稿を繰り返すことに成功したという。

広告の反応は凄まじかった。

ただちに全世界の Internet 利用者たちから抗議と非難の電子メールが山のように送られ、3 日後には夫妻のコンピュータと Internet のあいだを中継している商用接続会社のホストが過負荷状態に陥ったため、同社は夫妻への接続を停止した。

問題はこれで終るかにみえた—— 夫妻が事態を正確に認識していれば、ここで終わったのかもしれない。だが夫妻は New York Times 紙の取材に対し、Internet での広告を継続する方針であると答えてしまった。

たちまち—— 夫妻の Internet 接続は遮断されていたから—— 法律事務所のファクシミリが白紙の山を吐き出しはじめ、数百の雑誌の定期購読が後払いで始まった。

これが、一般的には Green Card Incident としても知られている事件である。夫妻の投稿した広告がアメリカ合衆国の永住権取得に関するものだったことがこの呼び名のもととなった。

5. Canter-and-Siegel 事件はなぜ起きたか

この事件を3つの局面に分けて考えてみよう。夫妻の行動はなぜ問題視されたか、なぜ夫妻の行動が可能だったのか、なぜ人々はこのような反応を示したのかだ。

まず、夫妻の行動のどこが問題だったのだろうか。

TIME 誌は、“Netiquette”¹⁰、つまりネットワーク独自の「お約束」に夫妻が違反したからだ、と解説している。夫妻の行動は Internet の基礎を支えてきたハッカーたち(ここではいい意味でこの語を用いる。すなわち、コンピュータのエキスパートといった程度の意味である)が作り、ネットワークの利用者たちに従えと要求している独特の、一般社会とは明らかに異なるマナーが不文律としてあり、夫妻の行動はこの不文律に

抵触したのだ、というのである。

この解釈は、ある意味で正しく、だが肝心な点でまったく間違っている。たしかに夫妻の行動は Internet のマナーに反していた。だが、それはハッカーたちが独特に作り上げて人々に強制しているものではなく、そうなるべき理由と契約があってそうなっているのである。

具体的に説明しよう。例えば、夫妻の行動は「商業広告を Internet に流してはならない」、あるいは「Newsgroup に関係のない記事を投稿してはならない」という netiquette に違反している。そしてこのマナーの背景には、第一に Internet の本質的な性格の問題がある。

最初に説明したように、Internet とはネットワークのあいだを結ぶネットワークである。そして、各ホストは直接「Internet」という名のネットワークに接続されているわけではない。ハードウェア的に存在するのは、あくまでも例えばアメリカの学術研究ネットワーク「NSFNET」や日本の一部商用ネットワーク「JUNET」であり、それらのネットワークが網の目のように接続されたものの総体を Internet と呼んでいるのである。そして、それらのネットワークは、その使用条件も様々に異なっている。例えば NSFNET は学術研究用であり、商用の情報、例えば法律事務所の広告を流すことは禁止されている。従って、Canter-and-Siegel 法律事務所の広告を NSFNET に流せば、ネットワークの使用条件に違反したことになる。

ここで Internet の Newsgroup のシステムを考えてみよう。Internet では原則として各 Newsgroup への投稿は自由であり、投稿された記事はそのまま、誰がチェックすることもなく、その Newsgroup を購読している国内外すべてのホストに送られる。そのときに、網の目のように張り巡らされたネットワークのどこを経由していくかを一般ユーザーが推測することは、極めて困難である。従って、無分別に Newsgroup に商用の投稿をしようものなら、使用条件違反をしでかすことになる。

そのような記事が通過することを接続地点でチェックできないのかと言われるかもしれない。だが、内容を読まなくては、ある記事が商用を許可するネットワークと思われる。

10. 注を付けるほどのことでもないが、Net(work)とEtiquetteの合成語らしい。

クにしか流せないものか、学術研究用のネットワークにも流せるものか、そんなことはわからない。そして、すべてのNewsgroupのすべての記事を事前的にチェックできるような機構はどこにも存在していない¹¹し、そんな人手もどこにもない。Canter-and-Siegelの広告も、だから、全世界に送られてしまった。

では、つねにユーザーは使用条件違反を犯す危険にさらされているのだろうか。そんなことはない。そんな危険なネットワークは誰も使わないだろう。Newsgroupはどこをどのように通過するか予測不可能である。だから、広告はNewsgroupに書き込んでではならなかったのだ。

Newsgroupに広告を書き込んでではない理由は他にも存在する。先程も言った通り、投稿は国内外すべてのホストに送られる。デジタル専用線を経由するにせよ電話線経由にせよ、通信には当然費用がかかる。とくに国際通信には莫大に。そしてその費用は一般的にはネットワークが代表して負担し、接続している各ホストが分担して負担する。

ではNewsgroupの費用はどこの誰が負担するのだろうか？記事を投稿する人間が自分の記事を読んでもらうために支払う？そんなことをすれば記事1通を投稿するたびに莫大な費用がかかるうえ、本当に投稿して欲しい人、つまり有用な情報を持っている人が投稿しなくなってしまふ。Newsgroupは相互の情報供与によって成り立つメディアだが、その場で利益を享受しているのは読む側であって、書く側ではない。このことは一般のパソコン通信でも同じである。だから、読む側が通信に必要な費用を分担することになる。それによって情報を提供する側は費用の心配をせず書け、提供を受ける側はわずかな負担ですむようになる。Canter-and-SiegelのMasspostは、このシステムを悪用し、ただで大量の広告を送り付けたことになる。

さらに、その広告を読まされる側のことを考えてみよう。確かに、テレビを見ていれば広告が入るし、我々はそのことに怒ったりはしない。広告によって求める情報の全情報に占める割合は明白に低下するにもかかわらず、である。

それは、我々が広告のメリットを知っているからであろう。この広告が入ることによって、我々は求める情報を無料で入手することができる。広告の入らないメディア、例えばNHKを見るためには我々は情報の

コストを負担しなくてはならない。

そう考えてみれば、Canter-and-Siegelのやったことがわかるだろう。彼らは、我々が情報のコストを負担し、その代償に密度の濃い情報を求めようとしている場にやってきて、自分の側ではコストを払うことなく利得を得ようとしたのである。

これだけ説明すれば、夫妻の行動が許されざるものであったことは理解していただけたと思う。そこで問題になるのは、なぜそんなことが可能であったか、だ。普通の社会であれば、「いけないこと」は法システムによってその基準を明示され、違反者は法システムの論理によって処罰されるだろう。Internetも普通の社会を基盤にしている以上、その性格を維持しているはずだ。ネットワークは法人だし、そのあいだの費用分担などは契約として決まっている。

だが、Internetでは、どこかに規則が明示されているわけではない。被害も分散してしまい、直接には見えない。しかも新規利用者の多くは、ネットワークのシステムがどのような技術と歴史を背景にどのように動いているかという知識を持っていないし、学ぼうともしない。どのように使うかということだけを知っている「新たな野蛮人」がネットワークにもあふれ始めているのである。これが普通の電化製品などであれば、そのために必要となるサービスに対し余分の価格を商品に転嫁することで、善悪はともかくバランスは取れることになる。しかし、Internetは——あるいはネットワークはどこでもかなりそのようなものだが——その運営の極めて多くをボランティアに依存しており、従ってバランスは崩れたままになる。新規利用者は「代価を払ったから許される」他の機器と同じ感覚でコンピュータのキーボードを叩き、ボランティアは「代価を受け取っていないから黙っている必要はない」と考え、こうして新たな紛争が始まる。

最後に、Canter-and-Siegel事件に対して人々はこのような反応を示したのだろうか。

そもそも法システムが紛争解決において権威を持ち、人々に正当な機構として受け入れられている理由は何だったろうか。それは決定の最終性、つまり法システムの決定が別のシステムによって「正当に」否定され

11. これには、Internetのそもそもの起源が軍事目的にあったことが影響している。核攻撃を受けた場合でも軍事行動が継続できるように、集中した管理機構は設けられなかったのだ。無論、この性格は本来の意図とは無関係に、Internetの成長に貢献することになる。

ることではないという確信であったろう。つまり、国家の法システムが「正しさ」の最終的な決定権を保持しているからこそその決定が「正しいもの」として承認されているのである。

このことは国際的な場面では非常に容易に揺らぐ。国家間において最終的な決定権をもつ機構は存在せず、従って、ある国家の決定は常に他の国家の決定と相反し、承認されない可能性がある。国際私法における訴訟競合の場合などを想起すれば、このことは容易に理解されよう。

そして、まさに Internet はそのような国際的舞台である。ある法規範がユーザーの頭の中で、ネットワーク上の問題を解決する最終的な権威を持つものとして意識されることはない。法規範が存在しなければ、規範違反は自らの手で裁くよりほかない。これが *Canterand-Siegel* 事件への、あるいは常軌を逸した反応の背景にあったものだろう。

NIFTY-Serve のような集中管理ネットワークでは、なにが不正なシステム利用であるのかを決定する権限とそのような利用を規制する権限を誰かが持っており、また実際にその権限を実行することができる。被害を未然に防ぐことはできなくとも、規則——ネットワーク内の法——を適用することにより一定の秩序を維持することができる。だからこそ、そのような権限を持つと明記された人物——FSHISO 事件では現代思想フォーラムの管理者——も訴訟の対象となったのだし（その訴えが認められるかどうかはわからないが）、さらに、ネットワークの範囲が一国に限定されていれば、まさにその訴訟のようにネットワークを包む国家の法システムに解決を期待することが容易にできる。ネットワークの秩序と社会の秩序が食い違い、摩擦を起こすことはあっても、そこでは社会の秩序が最終的な正当性を保持し続けることができる。だからこそ、社会の法システムにネットワークの成長への対応が求められるのだ。

メタ=ネットワークでは、そもそも制裁を——合法的制裁を——下す権限を誰も持っていない。ネットワークの内部には明示的な規則の支配が存在せず、さらに外部に最終的な正当性を持つ法システムも存在しない。だから、人々は規範違反に対して他者の自動的な支援を期待することができない。非常に原始的な、法社会学の教科書でお目にかかるような制度化以前の

紛争、誰もが他者を説き付けることから始めなくては紛争への支援を得られないような紛争、そこで勃発するのである¹²。人々は、規範違反への制裁を自らの手で行うことを決意せねばならない。穏健な場合はまず言葉——電子メールや Newsgroup の記事などによる注意からはじまり、その注意を受け入れない場合には批判や、さらにエスカレートすれば非難、個人攻撃に至り、ついにはネットワークを離れた手段までもが動員されることになるだろう。

国際的に展開する Internet は、まさにそのメリット故に、在来の法システムとの相克を内包している。

6. おわりに

さて、では私はここでなんと行ってこの論考——短く、そして不出来な——を締めくくるべきなのだろうか。

NIFTY-Serve の事件を教訓として、迫りくるネットワーク訴訟の時代を前に、一刻も早く法システムが時間・金銭両面で簡便に利用できるようにするべきである？まったくその通り、ごもっとも。だがそんなことは——他の問題からも——とっくにわかっている。言ったからできるという問題でもなし、いま、ことさらに言い立てるにも及ばない。

ネットワークに中心がないことが問題なのだから、管理を強め、明文的な規定に従うことができるようにしよう？これは一部では実現されはじめている。ネットワークの使用条件の統一である。アメリカでも国内でも、商用での使用を認める方向に使用条件は変化しつつある。

だが、ネットワークの管理を集中化することは不可能といってよい。Internet を流れる情報は英語に限られるわけではないし、世界中を流れる情報を一旦どこかに集めてから再配布しようとするれば、そのための通信量は莫大なものになってしまう。

では、各国に集中管理のシステムを設けようか。だ

12. 実際にはこれほどひどいわけではない。ネットワークのシステムを理解している人々のあいだではなにが正しいネットワークの使用法であり、なにが間違ったマナーであるかという認識は共有されていると言ってよいだろう。だが、問題はこのような自生的な秩序が成長し、あるいは普及していくよりもはるかに速く、ネットワークの使用者が増え続けていることである。ネットワークの成長それ自体がその社会化を妨げているという、皮肉な事態である。

が、通信量が膨れ上がることはやはり確実だし、国単位に分割したからといって使用言語が減るとも限らない。だいたい、「管理」といってなにをどう管理するのか？すべての流れる情報を検閲することは、「憲法」の精神」などを持ち出してみるまでもなく、事実として不可能である。そのぐらいにまで、Internet、いや、それに代表されるコンピュータ・ネットワークは成長している。

では、ハイエクの言い草ではないが、決定権を分散化して柔軟に対応できるようにしようか。これでは結局いまとなにも変わっていない。いま、出ていく情報の形式は各ホストによって管理されていると言えよう。例えば、必要な情報がメールの冒頭部に含まれていないとか、そういった形式的な不備はたとえ情報の流量が莫大になってもある程度自動的にチェックすることができるからだ。だがそれ以上、意味の領域のチェックは不可能だ。

そもそも、管理の集中化をいまのユーザーたちが認めるだろうか、という問題も残されている。Internetに、人々が正当性を認めている外部の権威は存在しない。だから新しい秩序管理のシステムを「決定である」として押し付けることはできない。おまけに、そもそもアメリカン・カウンターカルチャーの影響を強く引きずっているいまのネットワークユーザーたちが押し付けられた秩序をやすやすと受け入れるとはとても思えない——例えその秩序が理想的なものであったとしても。

ネットワーク参加者の意識向上によって自生的な秩序を形成しよう？これはまったくの正論である——なにも言っていないのと同じなのだから。当然、ただちに次のことが問題として立ち現れてくるのだ。いかなる秩序を、どのように築くべきなのか。この問題に安易な「解答」など与えられるものだろうか？

社会秩序は倫理の次元に大きく依存している。そして、倫理とは極めて基底的な次元であり、その故に意識的な操作が非常に困難なのだという事は、ここであえて強調してみるまでもないことであろう。いま問題になっているのは、コンピュータ・ネットワークで結ばれた世界にどのような社会を、どのような倫理によって構築していくかということなのだ。ここで、たとえ一学生の書生論といえど、「解決策」などを提示してすむ問題ではない。

「私たちが今の力でできる最大のことは、新たなメタ・ネットワークに目を見はりながら、その先の世界が不透明である恐怖に震えながらも、より早くシール千枚集めるための戦いを勇気を出して続けていくことだけなのだ」——精神科医の香山リカは、「ビックリマンシール」の流行をモチーフに、現代社会の問題全体に対してこのような分析をしている¹³。

ここで私のできる提言も、まったくこの範囲を出るものではない。自生的な秩序しか許容される見込みがなく、そのような秩序を支える倫理は確立の兆さえ見えない。だとすれば、今からそれを、それぞれ全参加者のすべての行動によって構築していくほかないのである。

恐れるな、飛び込め。不透明さにたじろぐな。

考えるのは泳いでみてからでいいし、泳ぎ方の善悪は泳いでみることでしか検証され得ない。だとすれば、我々が積極的な行動として選択することができるのは飛び込み、泳ぎ続けることだろう。幸い、この「悪夢」からは逃げ出すことができるのだから。

たとえ逃げ戻った先がより巨大な悪夢に過ぎないとしても。

13. 香山リカ「分裂病者の時代は終わった」『リカちゃんコンプレックス』ハヤカワ文庫 NF、1994 に所収。

参考文献

NIFTY-Serve FSHISO 事件について。

- 渥美京子「民主主義の理想郷・電脳ネットワークの『自由』と『プライバシー』」『宝島 30』1994年7月号、宝島社。ただしこの記事は事実関係の確認が非常に不十分であると下記の記録中で批判されていることを申し添えておく。
- NIFTY-Serve 現代思想フォーラム (FSHISO)18 番会議室、「パソコン通信と表現の自由」の記録も参照させていただいた。

Canter-and-Siegel 事件について。

- 「TIME」1994年7月25日号の記事、「Battle for the Soul of the Internet」。

全体的な問題について。

- 西垣通『マルチメディア』岩波新書、1994。
- 江下雅之『ネットワーク社会』丸善ライブラリー、1994。
- 永井武『インターネット入門』富士通経営研修所、1994。
- NIFTY-Serve 法律フォーラム (FLAW)11 番会議室、「法とコンピュータ」の記録も参照させていただいた。

解題

第1回東京大学法学部緑会懸賞論文・基礎法学分野優秀賞受賞作品。執筆は1994年夏。公刊バージョンは『第1回懸賞論文コンクール受賞論文集 1994』（東京大学法学部緑会 1994）pp. 67-76。

もちろん現在から見ると非常に稚拙な文章なのだが、1994年の段階でインターネット利用に関して生じ得る問題とその構造を指摘していた論者は皆無に近かったため、その意味で一定の評価はできるだろう。

現在の視点から問題を整理すると、大きく2点だと言することができる。第一に、メディアのあり方が従来の[パーソナル/マス]という二極分化から多様化することによって、名誉毀損などのメディア利用型犯罪が多発する可能性があること。第二に、「領域の不在」「最終的権威の分散」「強制執行力の欠如」という性質を持つインターネットの世界が、「領域的支配」「最終的権威の統一」「強制執行力の独占」という性格を前提とする近代国家システムとはまったく異なる原理に立っており、従って両者が原理的な不整合を起こす可能性があること。現在から振り返ってみても、この指摘は基本的に正しかったと思う。

一方、所詮学部学生の仕事なので一定の限界を認めるにせよ、危険の認識を踏まえた上での対処方法の提言を欠くところに憾みなしとしない。現在では、危険が避けがたいことを認め、自己責任原則での対処を要求する一方で、判断の基盤としてのメディア・リテラシー教育が必要となるだろうという一応の結論を得ている。インターネット万能論とコンピュータ・アレルギーの挟撃に逢いながら妥当な結論を探っていくという仕事は1996年の「情報化・言論・自由 討議という冒険」に引き継がれているが、結局我々は苦闘を続けるよりほかないのだという事態の哲学的承認には根源的規約主義への取り組みを経る必要があった。いまだその仕事は終わっていない。
(1999年5月27日)